

令和2年(2020年)2月27日

報道機関各社 様

札幌市保健福祉局

「札幌市健康づくりセンター」の一時休館のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、「札幌市健康づくりセンター」を2月28日(金)から3月8日(日)までの間、休館しますので、お知らせいたします。

**1 休館する施設**

名称：中央健康づくりセンター

所在：札幌市中央区南3条西11丁目 中央保健センター3階、4階、5階

名称：東健康づくりセンター

所在：札幌市東区北10条東7丁目 東保健センター3階

名称：西健康づくりセンター

所在：札幌市西区八軒1条西1丁目7-7

**2 休館期間**

令和2年2月28日(金)から3月8日(日)まで

【問合せ先：札幌市保健福祉局保健所健康企画課 鈴木・伊藤(Tel.622-5151)】



各 局 区 長 様

総 務 局 長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための時差出勤等について（通知）

新型コロナウイルス感染症の国内発生に伴い、通勤時の混雑緩和による市内における感染の拡大防止を目的として、下記のとおり時差出勤を可能とします。

つきましては、各局区においては、公務の運営に支障の無い範囲で適切に対応するようお願いいたします。

記

1 対象職員（時差出勤を可能とする職員）

- ① 正規の勤務時間が月曜日から金曜日の 8 時 45 分～17 時 15 分（休憩時間 12 時 15 分～13 時 00 分）の職員（区役所等のいわゆる一般職場に勤務する職員）
- ② 上記以外のいわゆる変則勤務職場に勤務する職員のうち、正規の勤務時間の始期が 8 時 00 分～9 時 00 分の間割り振られる職員
- ※ 臨時的任用職員及び第 2 種非常勤職員を含みます（詳細は下記 6 留意点参照）。

2 時差出勤を認める要件

通勤時の混雑緩和による市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とする場合であって、公務の運営に支障が無いと所属長が認める場合

- ※ 交通用具（自動車等）で通勤をしている等、通勤における混雑緩和を図る必要が無い場合には、本取扱いはできません。

3 時差出勤のパターン

時差出勤により、正規の勤務時間を以下のいずれかとするを可能とします。

- ① 上記 1 ① の職員

	勤務時間	休憩時間	半日区分時刻
①	7 時 45 分～16 時 15 分	11 時 15 分～12 時 00 分	11 時 15 分
②	8 時 15 分～16 時 45 分	11 時 45 分～12 時 30 分	11 時 45 分
③	9 時 15 分～17 時 45 分	12 時 45 分～13 時 30 分	12 時 45 分
④	9 時 45 分～18 時 15 分	13 時 15 分～14 時 00 分	13 時 15 分

(2) 上記 1 (2) の職員

	勤務時間及び休憩時間	半日区分時刻
①	正規の勤務時間の始期、終期及び休憩時間帯を 1 時間早めた勤務	各職場において定める半日区分時刻を 1 時間早めた時刻
②	正規の勤務時間の始期、終期及び休憩時間帯を 30 分早めた勤務	各職場において定める半日区分時刻を 30 分早めた時刻
③	正規の勤務時間の始期、終期及び休憩時間帯を 30 分遅らせた勤務	各職場において定める半日区分時刻を 30 分遅らせた時刻
④	正規の勤務時間の始期、終期及び休憩時間帯を 1 時間遅らせた勤務	各職場において定める半日区分時刻を 1 時間遅らせた時刻

- ※ 年次休暇等の半日を区分する時刻（半日区分時刻）についても、時差出勤に伴い変更することとします。時差出勤を行った日に半日単位の年次休暇等を取得する際には、当該半日区分時刻により適切に取得してください。

#### 4 時差出勤の期間

(1) 職員ごとの変更期間

時差出勤の実施は、原則、1 週間単位で行うこととしてください。

- ※ 公務の運営上の必要がある場合等には 1 日単位での実施を可能としますが、その場合であっても必ず実施前日までに決裁を終えてください（下記 5 (1) 参照）。

(2) 時差出勤の取扱いを可能とする期間

本通知における取扱いは令和 2 年 2 月 29 日（土）以降可能とします。本取扱いの終了については、別途連絡します。

なお、時差出勤を可能とする当該取扱いは、札幌市職員勤務時間及び休暇等に関する規則（平成 2 年規則第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により、勤務時間の割振りの臨時変更を行うことにより可能とするものであり、あくまで例外的なものです。

#### 5 事務手続き

(1) 決裁

時差出勤を行う場合、職員ごとに実施前日までに別添 1 「時差出勤実施簿」により所属長まで決裁を行い、各所属において時差出勤の状況を把握してください。

(2) 人事給与システムへの登録

時差出勤を行う職員については、別添 2 「人事給与システムの入力方法」に基づき、人事給与システムにおいて庶務担当者が時差出勤の設定を行ってください。

(3) 時間外・休日勤務について

上記5<sup>(2)</sup>により時差出勤の設定を行った職員については、時差出勤実施期間における人事給与システム上の正規の勤務時間が変更されますので、時間外・休日勤務を行う場合については、実際に時間外・休日勤務をした時間を人事給与システムにおいて入力してください。

## 6 留意点

- (1) 所属長は、職員ごとの事情（子の保育所送迎等）や、通勤方法・経路等を踏まえ、職員の同意を得た上で本取扱いを行ってください（所属により業務内容や職員の事情が異なるため、必ず全ての部署において時差出勤を導入しなければならないものではありません。）。
- (2) 時差出勤の実施にあたっては、各職場の実情に応じ、所属長による現認やメールでの確認等の方法で、適切に出退勤の把握を行ってください。
- (3) 臨時・非常勤職員の取扱いについては、下記のとおりとします。  
臨時的任用職員：勤務する課所の常勤職員の例により対応  
第2種非常勤職員：勤務時間の割振り変更（いわゆる「時間調整」）により、常勤職員同様に対応
- (4) 部分休業や育児時間等の各種休暇・休業制度については、それぞれの要件を満たす限りにおいて、併用を可能とします。なお、育児短時間勤務を行う職員についても対象となりますが、取扱いにつきましては、別途お問い合わせください。

## 7 職員自身の健康管理

職員は、新型コロナウイルス感染症の症状ではない場合であっても、発熱など風邪の症状がみられるときは、自宅で療養して体調管理に努め、外出をなるべく控えてください。

また、所属においても日常的に職員の健康状態を的確に把握し、職場に妊娠中や糖尿病等の慢性疾患を有する職員がいる場合については、特に職場内の感染防止に努めてください。

### 担当

- ・時差出勤に関すること

総務局職員部勤労課 中村（毅）・鈴木（211-2082）

- ・職員の健康管理に関すること

総務局職員部職員健康管理課 中村（公）（211-2086）

渡邊（211-3294 健康情報室）



札推第 1393 号  
令和 2 年(2020 年) 2 月 27 日

指定管理施設所管局長 様

総務局長

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした指定管理施設に おける利用キャンセル時の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）に関し、令和 2 年 2 月 22 日の本市感染症対策本部会議において、イベント、行事の開催に関する本部長指示があったところです。

施設所管局においては、本市以外が主催するイベント等の開催可否について、改めて主催者に検討を依頼するよう指定管理者への要請方よろしく願っています。

また、指定管理施設における利用キャンセルがあった際の対応を、下記の通り、市として統一的に実施することといたしましたので、貴局内関係職員、指定管理者、施設利用者に周知いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 指定管理施設における実施内容

- (1) 利用者が施設利用の中止または延期を行った場合、キャンセル料を不要とします。利用者が指定管理者に対し、すでに支払った利用料金は返金対応を行うこととしてください。
- (2) 上記(1)の返金相当額および、キャンセルに伴う未収相当額については、市が指定管理者に対し全額を補填します。市からの補填にあたっては別途予算措置を行う予定です。

#### 2 対象施設

事前予約が可能な貸室、貸スペース等の場所貸しを実施している市の指定管理施設

#### 3 返金を行う対象期間

令和 2 年 2 月 23 日（日）～令和 2 年 3 月 15 日（日）までの間の利用分

#### 4 留意点

- (1) 本通知は、イベント等の開催について、一律の自粛要請を行うものではありません。
- (2) 市から指定管理者に対する補填方法については、別途通知します。
- (3) イベントを実施する場合は、これまでの本部長指示事項を参考にし、感染拡大防止に努めてください。

#### 5 参考（別添）

令和元年度第3回札幌市感染症対策本部会議（令和2年2月22日実施）  
本部長指示事項

担当：総）改革推進室推進課 田代、藤原 TEL：211-2061
-------------------------------------



報道機関各社 様

(新型コロナウイルス関連)  
指定管理施設の利用キャンセルに伴う利用料金の返金等について

札幌市では、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、札幌市の指定管理施設の利用予定をキャンセルした場合、施設利用料金の返金等を行うこととしました。つきましては、市民の皆様への周知にご協力賜りますよう、何卒よろしく願いいたします。

なお、この措置はキャンセルされた利用料金の返金について定めたものであり、札幌市以外が主催するイベント等の開催について、一律の自粛要請を行うものではありません。

1 対象施設（市有施設）

事前予約が可能な貸室、貸スペース等の場所貸しを実施している市の指定管理施設

- |   |
|---|
| ■ 札幌ドーム ■ 市民ホール ■ 札幌コンサートホール Kitara ■ 教育文化会館<br>■ 市民交流プラザ ■ コンベンションセンター ■ 札幌駅前地下広場<br>■ 体育施設（月寒体育館・星置スケート場、月寒屋外競技場・カーリング場・中央体育館・区体育館・中島体育センター等） ほか、計 223 施設 |
|---|

2 対象期間

令和2年2月23日（日）から令和2年3月15日（日）までの間の利用分

3 施設利用料金の取扱い

利用者が施設利用の中止または延期を行った場合、キャンセル料を不要とします。利用者がすでに支払った利用料金は各施設において返金対応を行います。

4 利用料金返金等の背景

札幌市では、令和元年度第3回札幌市感染症対策本部会議（令和2年2月22日開催）における本部長指示にて、札幌市が主催するイベント等について、当面3週間程度、原則中止または延期としたところです。

また、札幌市以外が主催するイベント等についても、開催の可否について主催者に検討を依頼していることから、市長指示により、上記のとおり返金対応としたものです。

問い合わせ先 総務局改革推進室推進課 満保(みちやす)・田代(たしろ) 電話：211-2061
---



## 【市民文化局】新型コロナウイルス関連肺炎への対応について

### 施設の一時休館

(1) 休館する施設

- ・ 札幌芸術の森美術館、同工芸館、佐藤忠良記念子どもアトリエ
- ・ 本郷新記念札幌彫刻美術館

(2) 休館期間

令和2年2月29日（土）から3月15日（日）まで



子ども未来局 所管施設の休館・休止状況等

○児童会館、ミニ児童会館

2月28日（金）～3月6日（金）

全館休館

3月7日（土）～

児童クラブのみ実施（通常通り日曜日は休館）

※感染拡大の観点から、保護者に可能な限り在宅での保育を求めた上で、保護者が仕事を休むことができず留守番が困難であるなど、やむを得ない場合は受け入れます（児童クラブ登録児童以外は利用できません）

○こども劇場「やまびこ座」、こども人形劇場「こぐま座」

2月28日（金）～3月6日（金）

休館

○子育てサロン（ちあふる、子育て支援総合センター）

一部利用制限（遊具（おもちゃ・絵本）の使用を禁止等）をした上で開館

※相談機能や子育てに疲れた親子の居場所としての役割があることから、感染症対策に最大限の注意を払った上で開館します

○その他

公立保育所、認可保育所の保護者に向けて、以下の点について協力をお願いしています。

- ・当面3月7日（土）までの間、保護者が家庭で子どもを監護できる場合には、家庭での保育についてご検討いただきたいこと
- ・利用児童や施設職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、感染された方の状況により施設の全部又は一部の休園を行い、必要な対策を講じることとなること



## 新型コロナウイルス関連の対応について【経済観光局】

## 1 専用相談窓口「新型コロナウイルス肺炎に対する緊急経営相談窓口」

(1) 1/29 より中小企業支援センター内に開設

(2) 相談件数

2/14 現在	13 件	↓内訳（括弧内は件数）
		来所(2) 電話(11) 宿泊業(5) 飲食業(2) 旅行業(1) 等
2/28 現在 ※開設 1 か月	121 件	来所(38) 電話(83) 飲食業(42) 宿泊業(24) 小売業(8) 運輸業(7) 旅行業(6) 理美容(5) 等
2/14~28	108 件	

(3) 体制の強化

相談件数の増加に応じて 3/2 より相談員を 2 名増員し 6 名体制とする

## 2 制度融資「新型コロナウイルス対応支援資金」

(1) 概要

2/7 創設、売上が減少し運転資金等の資金繰りに苦慮している中小企業者等への支援のための融資（資料：別添①）

(2) 認定書の交付

2/28 現在 13 件（←2/14 0 件）

飲食業 4 件、宿泊業 3 件 その他 建設業・運輸業・卸売業・小売業 等

※認定書＝融資対象条件（売上 10%減等）への適合を認定

※認定書の交付後、金融機関に融資を申し込み、審査等を経て融資実施

（融資実施までの期間は最も短い場合で 1～2 週間だが案件により異なる）

3 **新規** テレワーク導入等の就業環境の整備に関する相談を開始（3/4～）

3月4日より中小企業支援センター内「さっぽろ人材サポートデスク」で、テレワーク導入等の就業環境の整備に関する相談を実施（毎週水・金曜日）

（資料：別添②）

#### 4 各経済関係団体への要請 (2/27~28)

##### (1) 趣旨

札幌市立小・中学校等の臨時休業等により休暇の取得が必要となる従業員の方々がでてくることも予想されることから、市内中小企業者等において、経済的な不利益が生じない休暇取得等、従業員が休みやすい環境整備へ配慮いただくよう、各経済関係団体に対し周知を要請

##### (2) 要請先

ア 経済団体：6 団体（札幌商工会議所、北海道経済同友会、北海道経済連合会、北海道商工連盟、北海道中小企業家同友会、北海道中小企業団体中央会）

イ 業界団体等：120 団体

##### (3) 要請した各団体の加盟等企業数

約 45,000 社

※団体ごとへの要請を行っているため、企業数については、複数団体に加盟等している場合の重複の可能性あり

#### 5 その他

週明け以降、業務に差し支えない範囲において時差通勤を開始



# 新型コロナウイルス対応支援資金のご案内

札幌市では、新型コロナウイルス関連肺炎の流行による影響を受け、厳しい経営環境に置かれている市内の中小企業者等に対し、資金調達の円滑化と返済財源の負担軽減を図るため、「新型コロナウイルス対応支援資金」を創設しました。

## <融資条件>

融資対象	新型コロナウイルス関連肺炎の流行により直接または間接の影響を受け、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少することが見込まれる中小企業者等
融資限度額	1億円
資金用途	運転資金及び設備資金
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	年1.0%以内
返済方法	割賦返済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる
信用保証	全て北海道信用保証協会の保証付とする。
信用保証料補給	企業が負担する信用保証料の2分の1以内を札幌市が補給 （下記の取扱期間内に信用保証の申込みが行われ、かつ融資が実行されることが必要。）
担保	必要に応じて要
保証人	原則として法人は代表者のみ、個人は不要
取扱期間	令和2年2月10日から令和3年3月31日まで
取扱金融機関	みずほ銀行、北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、 青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、七十七銀行、第四銀行、 北海道信用金庫、室蘭信用金庫、空知信用金庫、苫小牧信用金庫、 北門信用金庫、北空知信用金庫、日高信用金庫、旭川信用金庫、 稚内信用金庫、留萌信用金庫、北星信用金庫、大地みらい信用金庫、 遠軽信用金庫、北央信用組合、札幌中央信用組合、空知商工信用組合、 ウリ信用組合、商工組合中央金庫 ※いずれも、原則札幌市内各店舗

※北海道信用保証協会の「緊急短期資金保証制度」との併用が可能です。

## <申請手続き>

融資の申込にあたっては、上記の「融資対象」に該当することについて、札幌市の認定を受けることが必要となりますので、受付窓口である札幌中小企業支援センター（札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル2階）に認定申請書を提出し、認定書の交付を受けたうえで、お申込ください。

札幌市経済観光局産業振興部商業・金融支援担当課  
札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階  
TEL 011-211-2372 FAX 011-218-5130



報道関係各社 様

## 新型コロナウイルス感染症に係る対応に伴う テレワーク導入等の就業環境の整備に関する相談の開始について

札幌市では、人材確保に課題を抱える市内の中小企業者等を対象として、本年2月3日、札幌中小企業支援センター内に新たな窓口「さっぽろ人材サポートデスク（略称：ひとサポ）」を開設しました。

この度、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針において、企業に対してテレワークや時差出勤の推進が呼びかけられたことから、「さっぽろ人材サポートデスク」において、新たにテレワークの導入や休業補償等の相談への対応を開始しますので、お知らせします。

### 1 概要

- (1) 開設日：週2回（水、金） 9:00～12:00 13:00～16:00
- (2) 開設場所：中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル2階  
札幌中小企業支援センター内「さっぽろ人材サポートデスク」  
電話：011-200-5511 FAX：011-200-4477
- (3) 内 容
  - ・テレワークや時差出勤の導入等、就業環境の整備などの取組や、休業補償などの労務面でのアドバイスを実施※初回は3月4日（水）
  - ・社会保険労務士などの専門のアドバイザーを配置（原則予約制での対面相談、電話相談も可）
- (4) 運 営：一般財団法人さっぽろ産業振興財団

### 2 実施期間

令和2年（2020年）3月31日まで

※次年度（令和2年度）の開設日（曜日・頻度）については、状況を見て検討します。

### 3 参考

- ・「さっぽろ人材サポートデスク」では、毎週月曜日に人材確保のための窓口を開設し、効果的な求人方法、採用計画をアドバイスしています。
- ・札幌中小企業支援センターでは、1月29日から「新型コロナウイルス肺炎に対する緊急経営相談窓口」を開設し、「新型コロナウイルス対応支援資金」など融資相談にも対応しておりますので、ご相談ください。

#### 【問い合わせ先】

経済観光局産業振興部商業・金融支援担当課  
担当 守屋・近藤 電話：211-2372

## 人材確保窓口

# さっぽろ人材サポートデスク

(ひとサポ)

3月からテレワーク導入等への相談を水・金に開設！

## 月曜日

《相談内容》

- 求人を出しても応募者が少ない  
(効果的な求人方法)
  - 求職者の心に響く自社の魅力が分からない  
(魅力再発見)
- など、人材確保についての相談

## 水曜日・金曜日

《相談内容》

- 社員の定着率が上がらない
  - テレワークを導入し、在宅勤務にも対応したい
  - 時差出勤を導入するため、就業規則を見直したい
- など、職場環境の整備についての相談



**無料** (予約制)  
※電話相談も可！

〔時間〕 9:00~12:00 13:00~16:00

〔対象〕 市内の中小企業経営者 (個人事業主のかたも含まれます)

社会保険労務士などの専門のアドバイザーが相談に応じ、課題解決を図ります！

※求人へのアドバイスや「札幌市就業サポートセンター」への求人情報の登録もお手伝い！

※人材紹介や就職あっせんは取り扱っていません。



【お申込み・お問い合わせ先】

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 (運営先)

**札幌中小企業支援センター**

(中央区北1条西2丁目 経済センタービル2階)

TEL : 011-200-5511 FAX : 011-200-4477

H P : <https://chusho.center.sec.or.jp>



令和2年（2020年）2月27日

報道機関各社 様

札幌市下水道河川局

「札幌市下水道科学館」の一時休館のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、「札幌市下水道科学館」を2月28日（金）から3月8日（日）までの間、休館としましたので、お知らせいたします。

**1 休館する施設**

名称：札幌市下水道科学館

所在：札幌市北区麻生町8丁目

**2 一時休館期間**

令和2年2月28日（金）から3月8日（日）まで

なお、3月9日（月）は通常の休館日のため、3月10日（火）から開館する予定です。

問い合わせ先

下水道河川局経営管理部経営企画課長 田口 浩司

電話：818-3452



## 新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応について

### 1 市立学校の休校

#### 臨時休校の実施

校種	休業期間	休業日数
		※15日(日)までの実質
小中学校	令和2年2月28日(金)～3月13日(金) ※延長前の期間:令和2年2月28日(金)～3月6日(金)	17日間
特別支援学校	令和2年2月27日(木)～3月13日(金) ※延長前の期間:令和2年2月27日(木)～3月6日(金)	18日間
高等学校	令和2年3月2日(月)～3月13日(金)	14日間

⇒臨時休業期間中、児童生徒が人の集まる場所等への外出を控え、基本的に自宅において家庭学習等を行うよう、保護者へ依頼

⇒小学校 199 校、中学校 97 校、中等教育学校 1 校、高等学校 7 校、特別支援学校 5 校

### 2 高等学校・中等教育学校の卒業式

令和2年3月1日(日)から3月2日(月)へ延期

⇒実施にあたっては、感染拡大防止措置を講じるとともに、必要最小限の人数に限って開催するよう高等学校・中等教育学校へ周知

### 3 札幌市青少年科学館

臨時休業を実施(令和2年2月28日(金)～3月8日(日))

※3月9日(月)は通常休館日